

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月27日
【会社名】	株式会社アドバンテスト
【英訳名】	ADVANTEST CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼経営執行役員社長 Group C00 津久井 幸一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)3214-7500(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 Co-CH0 吉本 康志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)3214-7500(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 Co-CH0 吉本 康志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 128,730,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年4月27日に、2026年3月期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の連結業績を公表いたしました。これに伴い、2026年3月31日付で提出した有価証券届出書並びに2026年4月2日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、有価証券届出書の添付書類に当該連結業績の概要を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

2026年3月期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 2025年6月25日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第84期中(自2025年4月1日 至2025年9月30日) 2025年11月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年1月19日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2026年4月1日に関東財務局長に提出

1 3 【訂正報告書】

訂正報告書(上記12の臨時報告書の訂正報告書)を2026年4月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2026年4月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第84期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年1月19日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2026年4月1日に関東財務局長に提出

1 3 【訂正報告書】

訂正報告書（上記12の臨時報告書の訂正報告書）を2026年4月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。